



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和2年9月18日金曜日 第141号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則..... (環境政策課) ... 717

## 告 示

- 自衛官候補生の採用試験（3件）..... (総務管理課) ... 720
- 愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例による研修の指定..... (循環型社会推進課) ... 720
- 落札者等の告示..... (医療対策課) ... 721
- 地籍調査の成果の認証..... (農政課) ... 721
- 解除予定保安林にする旨の通知..... (森林整備課) ... 721
- 保安林の指定施業要件を変更する件に係る掲示..... ( " ) ... 721
- 落札者等の告示（2件）..... (会計課) ... 721
- 土地改良区役員の就退任の届出..... (東予地方局農村整備課) ... 722
- 土地改良区の定款変更の認可..... ( " ) ... 722
- 瀬戸内海環境保全特別措置法第8条による特定施設の構造等の変更の許可申請の概要..... (中予地方局環境保全課) ... 722
- 建設業者の許可の取消し..... (中予地方局管理課) ... 723
- 道路の区域変更（県道興居島循環線）..... ( " ) ... 723
- 道路の区域変更（県道伊予松山港線）..... ( " ) ... 723
- 道路の供用開始（ " ）..... ( " ) ... 723

## 公 告

水産試験船「よしゅう」定期検査に係る修繕業務の委託..... (水産課) ... 724

## 選挙管理委員会告示

- 直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数..... (選挙管理委員会) ... 725
- 不在者投票のできる施設の指定の一部改正..... ( " ) ... 725

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T Oに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 規 則

### ○愛媛県規則第52号

愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

### 愛媛県環境影響評価条例施行規則の一部を改正する規則

愛媛県環境影響評価条例施行規則（平成11年愛媛県規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（準備書の作成）</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 条例第13条第1項第7号アに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 予測に当たり、地方公共団体その他の事業者以外の者（第6号及び第11項第3号並びに第47条第7項第1号において「地方公共団体等」という。）により行われる環境の保全に関する施</p>	<p>（準備書の作成）</p> <p><b>第11条</b> 省略</p> <p>2～6 省略</p> <p>7 条例第13条第1項第7号アに掲げる事項の記載に当たっては、次に掲げる事項を明らかにするものとする。</p> <p>(1)～(3) 省略</p> <p>(4) 予測に当たり、地方公共団体その他の事業者以外の者（第6号及び第10項第3号並びに第47条第7項第1号において「地方公共団体等」という。）により行われる環境の保全に関する施</p>

策の効果を見込んで将来の環境の状況の推定をした場合にあっては、当該施策の内容

(5)・(6) 省略

8～12 省略

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読替え)

第52条 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第33条まで(条例第5条第2項、第13条第3項並びに第25条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第32条	定める者	定める者(評価書に係る都市計画が都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)、同法第87条の2第4項  の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第2項の規定による同意を要するものである場合にあっては、当該同意を行う国土交通大臣(都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第126条の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第57条 前条第5項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)、同法第87条の2第4項

の規定により読み替えて適用される同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第2項の規定による同意を要する場合には、当該同意を行う国土交通大臣(都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第126条の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第18条(同法第21条第2項において準用する場合を含む。、同法第18条第1項及び第2項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は同法第19条第1項及び第2項(これらの規定を同法第21条第2項において準用する場合を含む。)若しくは同法第87条の2第4項の規定により読み替えて適用される

同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)

策の効果を見込んで将来の環境の状況の推定をした場合にあっては、当該施策の内容

(5)・(6) 省略

8～12 省略

(都市計画決定権者が手続を行う場合の条例の読替え)

第52条 条例第41条第1項の規定により都市計画決定権者が環境影響評価その他の手続を行う場合における条例第5条から第33条まで(条例第5条第2項、第13条第3項並びに第25条第1項第3号及び第2項を除く。)の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる条例の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。

省略		
第32条	定める者	定める者(評価書に係る都市計画が都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)、同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される  の場合を含む。)又は都市再生特別措置法(平成14年法律第22号)第51条第2項の規定による同意を要するものである場合にあっては、当該同意を行う国土交通大臣(都市計画法第85条の2又は都市再生特別措置法第81条の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)又は知事及び次の各号に掲げる評価書の区分に応じ当該各号に定める者)

(事業者が環境影響評価を行う場合の都市計画法の特例)

第57条 前条第5項の規定により評価書の送付を受けた都市計画決定権者は、同項の都市計画を定めようとするときに都市計画法第18条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。)又は同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合及び同法第22条第1項又は第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される

場合を含む。)

の規定による同意を要する場合には、当該同意を行う国土交通大臣(同法第85条の2  
の規定により当該同意に関する国土交通大臣の権限が地方整備局長に委任されている場合にあっては、当該地方整備局長)又は知事に当該評価書を送付しなければならない。

2 前項の都市計画について都市計画法第18条(同法第21条第2項において準用する場合を含む。、同法第18条第1項及び第2項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。)又は同法第19条第1項から第4項まで(同法第21条第2項において準用する場合を含む。、同法第19条第3項にあっては同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。、同法第19条第3項(同法第21条第2項において準用する場合を含む。))にあっては同法第87条の2第3項の規定により読み替えて適用される場合を含む。、同法第19条第4項にあって

\_\_\_\_\_の規定が適用される場合には、第54条第2項の規定は、都市計画決定権者が前条第5項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、第54条第2項中「第52条の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「第56条第5項の規定により送付を受けた」と読み替えるものとする。

別表第2（第34条、第58条関係）

省略
----

別表第3（第41条、第58条、附則第2項関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～8 省略		
9 別表第14の項(1)から(3)までに該当する対象事業	(1)～(3) 省略  (4) 利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が62デシベル以上となる区域をいう。以下同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
10～29 省略		

別表第4（第43条関係）

1 省略
2 省略
3 省略
4 省略

別表第5（第44条関係）

1 省略	
2 条例第28条第2項第2号の県の条例の規定であって規則で定めるもの	(1) 省略 (2) 省略
3 省略	

は同法第22条第1項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定が適用される場合には、第54条第2項の規定は、都市計画決定権者が前条第5項の規定により送付を受けた評価書に係る対象事業等を都市計画に定めようとする場合について準用する。この場合において、第54条第2項中「第52条の規定により読み替えて適用される」とあるのは、「第56条第5項の規定により送付を受けた」と読み替えるものとする。

別表第2（第34条、第56条関係）

省略
----

別表第3（第41条、第56条、附則第2項関係）

対象事業の区分	事業の諸元	手続を経ることを要しない変更の要件
1～8 省略		
9 別表第14の項(1)から(3)までに該当する対象事業	(1)～(3) 省略  (4) 利用を予定する航空機の種類又は数	変更前の飛行場周辺区域（公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律施行令（昭和42年政令第284号）第6条の規定を適用した場合における同条の値が75_____以上となる区域をいう。以下同じ。）から500メートル以上離れた陸地の区域が新たに当該区域とならないこと。
10～29 省略		

別表第4（第43条関係）

1 愛媛県普通河川管理条例（昭和32年愛媛県条例第29号）第6条第1項
2 省略
3 省略
4 省略
5 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例（昭和48年愛媛県条例第38号）第2条第1項及び第4条第1項
6 省略

別表第5（第44条関係）

1 省略	
2 条例第28条第2項第2号の県の条例の規定であって規則で定めるもの	(1) 愛媛県普通河川管理条例第6条第2項 (2) 省略 (3) 省略 (4) 愛媛県風致地区内における建築等の規制に関する条例第5条第1項
3 省略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第1028号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年10月18日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年10月18日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1029号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年11月14日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年11月14日(土)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1030号

自衛隊法施行令（昭和29年政令第179号）第117条第1項及び第118条の規定に基づき、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生の採用試験の試験期日、試験場の位置及び名称並びに担当区域を次のとおり定める。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

試 験 期 日	試 験 場 の 位 置	試 験 場 の 名 称	担 当 区 域
(男子) 令和2年12月13日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域
(女子) 令和2年12月13日(日)	松山市南梅本町乙115番地	陸上自衛隊松山駐屯地	県内全域

○愛媛県告示第1031号

愛媛県浄化槽保守点検業者登録条例（昭和60年愛媛県条例第13号）第15条の2第1項の規定により、次のとおり浄化槽管理士の資質の向上のための研修を指定した。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 1 研修の名称  
愛媛県浄化槽管理士研修
- 2 主催者  
松山市辻町2番31号  
公益社団法人愛媛県浄化槽協会
- 3 研修の開催日及び場所

開催日	場所
令和2年11月26日(木)	松山市大可賀二丁目1番28号 アイテムえひめ

○愛媛県告示第1032号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
地域医療情報連携システム機器等の賃貸借及び保守管理業務委託一式	愛媛県保健福祉部 社会福祉医療局医 療対策課 愛媛県松山市一番 町四丁目4番地2	令和2年8月31日	富士通リース株式会社 四国支店 香川県高松市藤塚町一 丁目10番30号	1,334,300円 (月額)	一般競争入札	令和2年7月21日

○愛媛県告示第1033号

次の地籍調査の結果は、国土調査法(昭和26年法律第180号)第19条第2項の規定に基づき国土調査の成果として認証したから、同条第4項の規定に基づき次のとおり公告する。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

1 地籍調査の実施者、地域、調査期間及び成果の名称

実施者	地域	調査期間	成果の名称
四国中央市	金生町山田井10	平成30年度から 令和元年度まで	四国中央市(金生町山田井10)の地籍図及び地籍簿

2 認証年月日

令和2年9月18日

○愛媛県告示第1034号

次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

1 解除予定保安林の所在場所

上浮穴郡久万高原町笠方1706の6(国有林)

2 保安林として指定された目的

水源の涵養

3 解除の理由

道路用地とするため

○愛媛県告示第1035号

保安林の指定施業要件を変更する件(令和元年12月農林水産省告示第1591号)に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、その通知の内容を久万高原町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりそ

の要旨を告示する。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡久万町大字上野尻甲663番地5 藤岡澄男	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市森松町273番地2 藤岡家喜	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	松山市竹原町640番地 西野建設株式会社	抵当権者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	広島市安芸区矢野西三丁目33番3-5号 西岡正信	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川2633番地 竹内銀藏	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川2561番地 高石佐太郎	森林所有者
上浮穴郡久万高原町(次の図に示す部分に限る。)	上浮穴郡中津村大字黒藤川181番戸 亀井栄吉	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び久万高原町役場に備え置いて縦覧に供する。)

○愛媛県告示第1036号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
可搬型モニタリングポスト4式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年9月8日	四国通商株式会社 香川県高松市丸の内4番4号	31,790,000円	一般競争入札	令和2年7月21日

○愛媛県告示第1037号

次のとおり落札者を決定した。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続	入札公告日
モニタリングポスト5式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和2年9月8日	東芝電力放射線テクノサービス株式会社 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番地	43,725,000円	一般競争入札	令和2年7月21日

○愛媛県告示第1038号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、新居浜市旦之上土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和2年9月18日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	寺田福光	新居浜市大生院1002-1

○愛媛県告示第1039号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2項の規定により、西条市明理川土地改良区の定款の変更を認可した。

令和2年9月18日

愛媛県東予地方局長 齊藤直樹

○愛媛県告示第1040号

次のように瀬戸内海環境保全特別措置法（昭和48年法律第110号。以下「法」という。）第8条第1項の規定に基づく特定施設の構造等の変更の許可があった。

なお、法第8条第3項において準用する法第5条第3項に規定する書面は、愛媛県中予保健所及び伊予市役所において告示の日から3週間公衆の縦覧に供する。

令和2年9月18日

愛媛県中予保健所長 三木優子

1 申請者の名称、住所及びその代表者の氏名

四国旅客鉄道株式会社  
香川県高松市浜ノ町8番33号  
代表取締役社長 西牧 世博

2 工場の名称及び所在地

四国旅客鉄道株式会社 松山車両基地  
伊予市上三谷甲4260番2

3 特定施設の種類の

水質汚濁防止法施行令（昭和46年政令第188号）  
別表第1第71号 自動車両洗浄施設

4 変更しようとする事項の内容

汚水等の処理の方法、排出水の汚染状態及び量

5 汚水等の処理施設に関する事項

(1) 加圧浮上装置+ろ過器

	変更前		変更後	
	処理前	処理後	処理前	処理後
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 88.0 最大 1,025	通常 88.0 最大 1,025	通常 89.0 最大 1,026	通常 89.0 最大 1,026

6 事業場から排出される汚水等の汚染状態の通常値及び最大の値並びに汚水等の1日当たりの量

(1) 排水口No.1

汚水等の汚染状態の値	項目	変更前		変更後	
		通常	最大	通常	最大
水素イオン濃度(水素指数)	通常	5.8	8.6	変更なし	
	最大	5.8	8.6	変更なし	
化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.3		変更なし	
	最大	3.7		変更なし	
浮遊物質量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	5.4		変更なし	
	最大	5.5		変更なし	
窒素含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	3.7		変更なし	
	最大	5.4		変更なし	
りん含有量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常	1.0		変更なし	
	最大	1.0		変更なし	

汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 126 最大 1,063	通常 127 最大 1,064
----------------------------	--------------------	--------------------

(2) 排水口No.2

汚水等の汚染状態の値	項 目	変 更 前	変 更 後
	水素イオン濃度(水素指数)	通常 5.8~8.6 最大 5.8~8.6	
	化学的酸素要求量(単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 20 最大 20	

浮遊物質 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	雨水排水口
窒素含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 10 最大 10	
りん含有量 (単位 1リットルにつきミリグラム)	通常 2.0 最大 2.0	
汚水等の1日当たりの量 (単位 立方メートル)	通常 1 最大 1	

備考 この他に、雨水排水口が2箇所ある。

○愛媛県告示第1041号

建設業法(昭和24年法律第100号)第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

許 可 番 号	許 可 年 月 日	商 号 又 は 名 称	代 表 者 氏 名	主 たる 営 業 所 の 所 在 地	取 消 年 月 日	取 り 消 し た 建 設 業 の 種 類	取 消 し の 理 由 とな った 事 実
(般-28)第12616号	平成29年3月3日	株 南 洋 建 設	泉 田 保 夫	松 山 市 余 戸 南 1 - 22 - 52	令和2年8月4日	土木工事業、左官工事業 石工事業、管工事業 タイル・れんが・ブロック工事業 鋼構造物工事業 鉄筋工事業、板金工事業 ガラス工事業、塗装工事業 防水工事業、建具工事業 水道施設工事業 消防施設工事業	建設業の廃止(一部)

○愛媛県告示第1042号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	興居島循環線	松山市泊町甲1349番2から 同町甲1371番1地先まで	旧	メートル 6.2~7.6	キロメートル 0.046	
			新	6.2~15.1	0.047	

○愛媛県告示第1043号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	伊予松山港線	松山市東垣生町1016番2から 同市南吉田町34番1地先まで	旧	メートル 11.1~12.1	キロメートル 0.041	
			新	13.1~16.1	0.041	

○愛媛県告示第1044号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、中予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	伊予松山港線	松山市東垣生町1016番2から 同市南吉田町34番7まで	令和2年9月18日

## 公 告

### ○ 公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和2年9月18日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 入札に付する事項

- 件名  
水産修第1号 水産試験船「よしゅう」定期検査に係る修繕業務
- 委託業務名及び数量  
水産試験船「よしゅう」定期検査に係る修繕業務 一式
- 委託業務の内容等  
仕様書等による。
- 委託期間  
契約後、令和2年11月2日(月)～令和2年11月6日(金)の期間で上架し、上架日を含む40日以内に修繕を行う。

- 委託業務の履行場所  
入札説明書等による。

- 入札方法  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格(自動車舟艇類)を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの。

なお、上記資格を有しない者が、本件入札に参加を希望するときは、資格審査を求める書類を3(5)に掲げる場所に提出し、開札日までに、上記資格を得ること。

- 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- 入札参加資格確認申請日から開札日までの間、知事が行う入札参加資格停止の期間中でない者であること。
- 次に掲げるすべての要件を満たす者であること。

ア 造船法若しくは小型船造船業法の規定により、国土交通大臣の登録を受け、当該船舶を修繕するために必要な船渠又は船台を愛媛県農林水産研究所水産研究センターから自動車により、陸路(フェリーによる海路を含む。)を用いておおむね2時間30分以内に移動できる場所に保有又は確保できる者

であること。

イ 当該修繕期間中、小型船造船業法並びに小型船造船業法施行規則に基づく直接的かつ恒常的な雇用関係にある主任技術者の資格を有する者を配置できる者であること。

#### 3 入札書の提出場所等

- 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県農林水産部水産局水産課資源管理係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号089 941 2111(代表)089 912 2618(直通)

- 入札書の受領期限

開札の日時に開札の場所へ持参して提出し、又は令和2年10月30日(金)午前10時までに(1)に掲げる場所に郵送等(書留もしくは簡易書留又は信書便でこれらに準ずるものに限る。以下同じ。)により提出すること。

- 入札説明書の交付方法

入札説明書は、公告日から令和2年10月16日(金)までの間に、インターネットの愛媛県公式ホームページ(入札情報内の本件記事)から入手すること。

ただし、これにより難い者は次により直接交付する。

- 交付期間及び交付時間

公告日から令和2年10月16日(金)までの日(土、日曜を除く。)の午前9時から午後5時までとする。

- 交付場所

(1)に同じ。

- 開札の日時及び場所

令和2年10月30日(金)午前11時00分  
愛媛県庁第一別館8階農林水産部会議室

#### 4 その他

- 入札及び契約手続きにおいて使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

- 入札保証金

愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

- 入札者に要求される事項

本件入札に参加を希望する者は、事前に、入札参加資格確認申請書を、次の事項のとおり提出すること。

なお、当該申請書の内容に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

- 受領期限

令和2年10月16日(金)午後5時までに、3(1)に掲げる場所に持参又は郵送等により提出すること。

- 郵送等による取扱い

郵送等により提出する場合は、令和2年10月16日(金)午

後5時まで、3(1)に掲げる場所に必着のこと。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を実施できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the services to be rendered: Ship (Yoshu) Periodical Inspection and repair services 1 set
(2) Time limit of tender: 11:00 a.m., 30 October 2020
(3) For further information, please contact: Resources Management Section, Fisheries Promotion Division, Fisheries Subdepartment, Agriculture Forestry and Fisheries Department, Ehime Prefectural Government, 4 4 2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan
Tel: 089 912 2618

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第36号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第2編第5章及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第8条第1項の規定による直接請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

○愛媛県選挙管理委員会告示第37号

不在者投票のできる施設の指定(平成22年2月愛媛県選挙管理委員会告示第9号)の一部を次のように改正する。

令和2年9月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正後 and 改正前. It contains two tables side-by-side comparing facility specifications for absentee voting before and after amendments.

は、次のとおりである。

令和2年9月18日

愛媛県選挙管理委員会

委員長 大塚 岩 男

1 直接請求(県議会議員の解職請求を除く。)の要件となるべき選挙権を有する者の数

- (1) 選挙権を有する者の総数 1,152,190
(2) 選挙権を有する者の総数の50分の1の数 23,044
(3) 80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数 244,024

2 県議会議員の解職請求の要件となるべき選挙権を有する者の数

Table with 3 columns: 選挙区別, 選挙権を有する者の総数, and a calculation column. It lists various districts and their respective voter counts.